

放課後等デイサービス事業所

多機能型事業所 愛キッズ東温 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1. 事業者名称概要

名 称	一般社団法人 愛キッズ
法 人 所 在 地	媛県松山市小坂4丁目3-20
電 話 番 号	089-968-2596
代 表 者 氏 名	代表理事 渡部 史紀
設 立 年 月	平成27年5月11日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定放課後等デイサービス
事業所の名称	多機能型事業所 愛キッズ東温
事業所の所在地	愛媛県東温市見奈良1429-20
連 絡 先	電話：089-961-4303 FAX：089-961-4313
管 理 者 氏 名	久保 千尋
児童発達支援 管理責任者	久保 千尋
定 員	10人
指 定 年 月 日	平成28年3月1日
事 業 所 番 号	3851500094
併 設 事 業	

### 3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	<p>一般社団法人愛キッズ 多機能型事業所 愛キッズ東温において実施する指定障害児通所支援事業の指定放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、障がい児及び障がい児の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。</p>
運営方針	<p>① 事業所は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>② 事業の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、障害者総合支援法 第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>③前二項のほか、児童福祉法及び「愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を提供するものとする。</p>

### 4. 通常の事業の実施地域

東温市・松山市・砥部町

### 5. 営業時間とサービス提供時間

営業日及び営業時間	<p>月曜日から金曜日          (事業者が定めた休日、12月30日から1月3日までを除く)          午後9時00分から午後6時00分</p> <p>土曜日          午前9時00分から午後3時30分</p> <p>休業日(平日)          午前9時00分から午後6時00分</p>
サービス提供日及びサービス提供時間	<p>月曜日から土曜日          (事業者が定めた休日、12月30日から1月3日までを除く)</p> <p>放課後等デイサービス事業(月曜日から土曜日)          午後1時30分から午後5時30分(月曜日から金曜日)          午前9時から午後3時30分(土曜日)          午前9時00分から午後5時00分(学校休業日の平日)</p> <p>延長 サービス提供時間の前後で利用を希望される方          時間等は要相談(サービス提供時間外最長2時間まで)</p>

## 6. 職員の体制

職種	業務内容
管理者	常勤1名（兼務） 管理者は、職員の管理、放課後等デイサービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤1名（兼務） 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6ヶ月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障がい児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障がい児及び障がい児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。
保育士等 （作業療法士等）	常勤2名 保育士等（作業療法士等）は、個別支援計画に基づき障がい児及び障がい児の保護者に対し適切に指導等を行います。
児童指導員	常勤2名、非常勤1名 個別支援計画に基づき障がい児及び障がい児の保護者に対し適切に指導等を行います。
指導員	個別支援計画に基づき障がい児及び障がい児の保護者に対し適切に指導等を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 7. 設備の概要

設備の種類	室数	備考
指導訓練室	1室	ADL訓練、個別療育、集団療育、学習支援等をする。
相談室	1室	面談等
多目的室	1面	個別療育、集団療育等
トイレ	1室	洗面台付、洋式トイレ

## 8. サービスの内容

- (1) 当該指定放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ること。
- (2) 個別療育  
療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行う。
- (3) 集団療育  
療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行う。
- (4) 関係機関との連携  
保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎サービス  
障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障がい児については、必要な送迎サービスを行う。
- (7) 相談、助言に関すること

障がい児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

## 9. 利用料金

(1) 障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）から家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます（利用者負担額といいます）。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

(2) 上記（1）の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

(3) 事業者は、上記（1）及び（2）の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

(4) その他の費用について

① 活動費 100 円 （最大 10 回まで）

② おやつ代 50 円

③ 行事に伴い発生する費用

(5) 利用料金は、1 ヶ月ごとに計算して当月 15 日以降に保護者に請求し、保護者は当月末までに事業所へ支払います。支払い方法は金融機関口座からの口座引き落とし（手続きに 1 ～ 2 か月かかります）のみとなっており引き落とし日は当月 26 日です。

## 10. サービス利用に当たっての留意事項

保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

## 11. 虐待の防止について

事業者は、障がい児及び保護者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 久保 千尋
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

## 12. 緊急時の対応

現に放課後等デイサービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

(1) 利用者の主治医（かかりつけ医療機関） \*児童表に記入

(2) 緊急連絡先 \*児童表に記入

(3) 事業所の協力医療機関

医療機関名	あさの胃腸内科クリニック	診療科	胃腸科・放射線科・循環器科
所在地	愛媛県松山市小坂3丁目3-26		
代表者	院長 浅野 光一	電話番号	089-945-3351

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
平時の訓練	別途定める消防計画書に従い年に2回以上、避難・防災訓練を利用者全員で行います。
防火管理者	渡部 裕子

14. 障がい児及び保護者の記録や情報の管理、開示

事業者は、関係法令に基づいて、障がい児の記録や情報を適切に管理し、保護者の求めに応じてその内容を開示します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前10時から午後5時です。

15. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障がい児又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

16. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	管理者 久保 千尋
	苦情解決責任者	管理者 久保 千尋
	受付日	月曜日から土曜日。ただし、国民の休日、事業所が定める休日、12月30日から1月3日までを除く。
	受付時間	午前10時から午後4時
	電話番号	089-961-4303
	FAX番号	089-961-4313

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関等に申し立てることができます。

愛媛県保健福祉部 障がい福祉課	所在地	愛媛県松山市1番町4-4-2
	電話番号	089-912-2420
愛媛県中予地方局 健康福祉環境部 地域福祉課	所在地	愛媛県松山市北持田町132
	電話番号	089-909-8756
東温市 市民福祉部 社会福祉課	所在地	愛媛県東温市見奈良530番地1
	電話番号	089-964-4406

松山市 保健福祉部 障がい福祉課	所在地 電話番号	愛媛県松山市2番町4-7-2 089-948-6936
砥部町 介護福祉課	所在地 電話番号	愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地 089-962-7255
愛媛県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 電話番号	愛媛県松山市持田町3-8-15 089-998-3477

#### 17. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び障がい児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

- (1) 損害保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社
- (2) 損害保険の種類 賠償責任保険
- (3) 損害保険の内容

賠償補償 1億円

#### 18. 第三者評価

第三者評価を行っていない。

年 月 日

指定放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名称：多機能型事業所 愛キッズ東温

代表理事：渡部 史紀

説明書： 印

私は、本書面の基ついで事業所から重要事項の説明を受け、指定放課後等デイサービスの提供開始に同意しました。

住所

児童氏名

保護者氏名 印

#### 附 則

この重要事項説明書は、令和元年8月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和元年10月1日より施行する。

この重要事項説明書は、令和元年11月21日より施行する。

この重要事項説明書は、令和2年2月1日より施行する。

## 個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

### 記

#### 1 使用する目的

事業者が、放課後等デイサービスの提供にあたり、円滑にサービスを実施するために行うサービス担当者会議において必要な場合。

#### 2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

#### 3 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者がサービスを行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
  - ・認定調査、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知書)
  - ・その他の情報
- ※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

以上

年 月 日

多機能型事業所 愛キッズ東温 管理者 あて

保護者

《氏 名》 \_\_\_\_\_ (印)

《住 所》 \_\_\_\_\_

《児童氏名》 \_\_\_\_\_